

## 4 牛海綿状脳症（BSE）対策

リスクの低下に伴い、最新の科学的知見に基づいて、BSE 対策全般を見直しています。

2001年に日本でBSEが発生してから約20年が経過し、国内・国外の双方において肉骨粉を牛に与えない飼料規制等のBSE対策が実施されBSEのリスクが大幅に低下しています。

厚生労働省は、国内の検査体制や輸入条件などについて、最新の科学的知見に基づく評価を食品安全委員会に依頼し、その評価結果を踏まえ、対策を見直してきました。

対策の見直しに伴い、2017年4月には健康と畜牛に対するBSE検査を廃止しました。

今後も引き続き、リスクに応じたBSE対策の見直しについて検討することとしています。

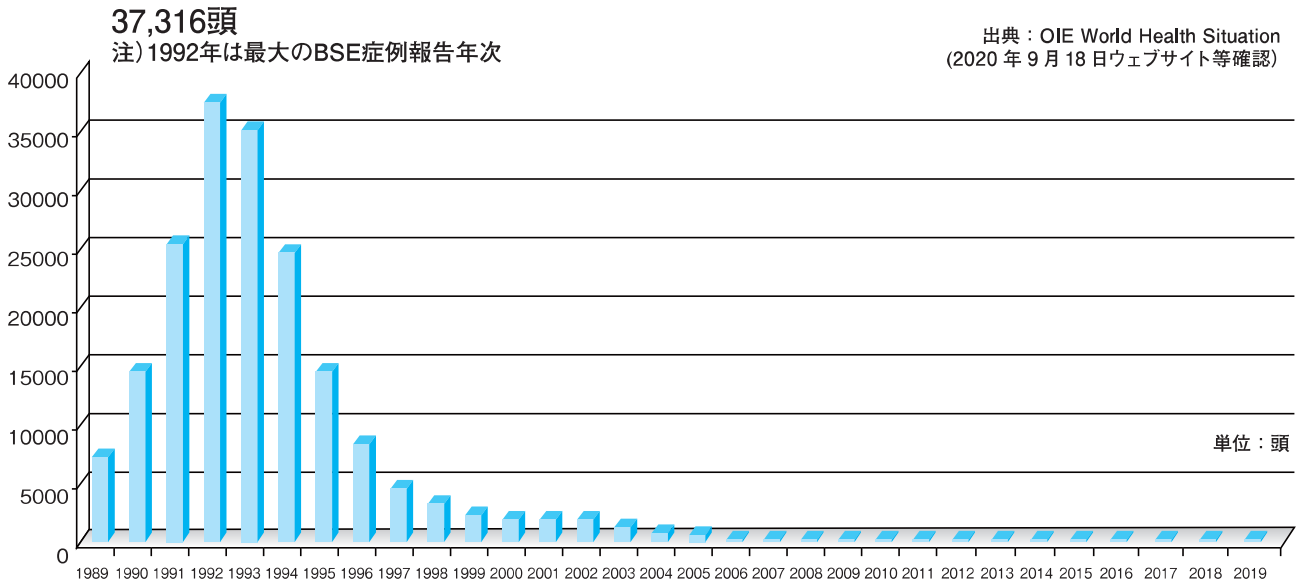
### 牛海綿状脳症 (BSE: Bovine Spongiform Encephalopathy)

BSEに感染した牛は、原因である異常プリオンたんぱく質が主に脳に蓄積し、脳がスポンジ状になって、異常行動、運動失調などの神経症状を示し、最終的には死に至ります。

この異常プリオンたんぱく質を人が摂取することで、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病が発生すると考えられています。人がこの病気にかかると、脳がスポンジ状に変化し、精神異常、異常行動の症状を示します。

そのため、異常プリオンたんぱく質が蓄積する、牛の脳、脊髓、回腸などの特定危険部位を食品として利用することは、各国の法律で禁止されています。

世界のBSE発生件数の推移



### 取り組み内容

と畜場での対応	SRM(30か月齢超の頭部、脊髓と全月齢の扁桃、回腸遠位部)の除去及び焼却 24か月齢以上の牛の内、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについてと畜検査員によるBSE検査 検査結果はこちら <a href="https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse/02.html">https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse/02.html</a>
食肉処理場、食肉販売業、食品等製造業等の対応	脊柱(安全性を確認した国で飼養された30ヶ月齢以下の牛由来のものを除く。)の食品等への使用禁止
輸入禁止措置	BSE発生国からの牛肉および牛関連食品の輸入禁止(食品安全委員会の評価を踏まえた一定条件の米国、カナダ、フランス、オランダ、アイルランド、ポーランド、ブラジル、ノルウェー、デンマーク、スウェーデン、イタリア、スイス、リヒテンシュタイン、オーストリア、英国、スペイン産の牛肉等を除く)
現地調査の実施	輸入牛肉について、定期的に担当官を派遣し、日本向け食肉処理施設の対日輸出条件の遵守状況(月齢の確認、SRMの除去の状況)等の確認・検証